

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 甲 第	号
------	-------	---

氏 名 村瀬 貴則

論 文 題 目

南北朝内乱における寺院軍事活動の研究

論文審査担当者

主査	名古屋大学教授	斎藤 夏来
委員	名古屋大学教授	池内 敏
委員	名古屋大学教授	古尾谷 知浩
委員	名古屋大学准教授	河西 秀哉
委員	名古屋大学教授	近本 謙介

## 論文審査の結果の要旨

### 【本論文の概要】

本論文は、南北朝期の内乱を特徴づけたと考えられる寺院の軍事活動について、とくに、同時代の当事者や周辺の人々が残した、いわゆる一次史料というべき古文書、古記録類を博搜、検討したものである。内容は大きく分けて、南北朝内乱における南都北嶺を中心とした諸寺院の軍事活動そのものを扱う第一章から第四章までと、諸寺院の軍事活動の背景や前提について扱う第五章から第八章までとで大別される。

第一章では、比叡山および園城寺の僧徒について扱っている。太平記に所見のある山徒のうち、猷覚（祐覚）については、元弘三年（一三三三）九月の丹波国宣、建武四年（一三三七）二月の尊氏寄進状、金輪院光澄ないし澄春については、「園太暦」の関務関係記事や建武三年六月の足利直義立願文などの一次史料を提示し、詳しく考察する。この時期に天台座主の地位を交替している尊円と尊胤についても、興味深い対比を論じている。第二章では、興福寺を中心とした大和諸寺の軍事活動について扱っている。やや時期をさかのぼるが、建保六年（一二一八）三月付の「高野山所司愁状案」にみえる吉野山執行春賢の事例などを参照しながら、南北朝内乱期の大寺院の兵力の内実についての理解を示す。第三章も大和の諸寺院のうち、興福寺大乘院、一乗院に従った僧徒の事例として、正平七年（一三五二）に長河庄公文昇蓮が作成した「長河庄唯識講供米注進状」を取り上げ、史料にみえる余剰銭について、臨時の莫大な兵力動員に備えたものかと述べる。第四章では、前章まで論じてきた南都北嶺の大寺院に加えて、南北朝期の軍事活動と何らかの関係を示す全国の諸寺院の事例を収集し、一覧表にまとめている。そのうえで、すべての寺院が軍事活動に参加しているわけではないこと、とくに、いわゆる禅律系寺院にそうした傾向が目立つ事実について注意を喚起し、背景的、前提的な事項を扱う第五章以下へとつなげている。

第五章は、鎌倉時代中期の建保年間に、園城寺と興福寺、あるいは東大寺と諸寺院との間でやりとりされた軍事的協力をめぐる「牒」と呼ばれる文書について、まとめて検討している。第六章以下は、軍事活動に参加し殺生を行うことを、戒律遵守の面から回避しようとしていたのではないかと予測される律系寺院の西大寺について、主に原本の写真版を駆使しながら論じている。第六章については、前章からの流れをうけて、笠置寺をめぐるやりとりされた「牒」に関する考察も含む。第七章、第八章は、西大寺文書が中心的な検討素材で、同寺を含む全国的な諸寺院における死刑事例を博搜表示し、戒律遵守の意識との関連を論じている。最後にまとめとして、寺院が内乱においてどちらかの陣営に荷担し、のちに反対陣営が勝利したとしても、必ずしも処罰されるとは限らない点に、当時の軍事における寺院の特色があるとする。

### 【本論文の評価】

本論文は、寺院の軍事活動に着目することで、世俗の武士同士の争いに着目しがちな先行研究では見過ごされてきた史料の再評価に成果を示している。たとえば第五章、

## 論文審査の結果の要旨

第六章で検討されている「牒」は、これまで十分に関心が払われてこなかった実質的な新史料の提示として有意義である。また第一章で、山徒が武士と同様に恩賞を与えられたことを示す下文をいくつか提示し、これらを相互に関連づけて足利義詮の発給かと指摘し、山徒が将軍や天皇のもとに直接組織されるようになった端緒と論じているのは重要である。多くの先行研究は、中世京都の政治支配を左右した室町幕府と山門との関係形成について、足利義満期の山門使節制度を重視するが、それに先立つ動向に着目した見解として評価できる。

将軍や天皇が期待した寺院の軍事力の内実は、第二章で扱われている吉野山執行春賢のように、個別的に軍忠を果たす武力保持者たちの寄せ集めであったと見通している点も、妥当性が高い。実はこの見解は、論文全体を貫徹せず、第三章でみる昇蓮などは、個別的な軍忠の担い手としての側面が重視されない。軍記物や「牒」などの儀式的文書で想起される寺院全体の軍事動員という理解と、古文書・古記録類から得られる個別的な軍忠の担い手という理解とが、整理されず混在している面がある。本論文は「寺院僧徒」という表現を多用するが、「僧徒」はどのように「寺院」に属しているのかいないのか、丁寧な考察が必要であったともいえる。しかしこのことは、必ずしも本論文の弱点とばかりはいえない。個別の寺院ごとに、その内部構造を緻密に解明してきた先行研究に対し、軍事動員という新視点からどのようなことが明らかになるのか、再検討を促す試みの第一歩として、積極的に評価できる。

本論文で再考を要するのは、第一に、兵糧供出と兵力動員とを「軍事活動」と一括しているため、いわゆる弘安の徳政をめぐる非御家人の扱いの問題、室町期における土一揆の内実をなす「村の武力」の徴発をめぐる問題といった先行研究との接点が見過ごされている点である。動員する側の論理だけでなく、動員される側の論理にも着目すべきであった。第二に、本論文は、寺院における軍事ないし殺生をめぐる観念について、もっぱら戒律遵守という視角から論じている点である。しかし殺生忌避をめぐる観念は、殺生を生業とする人々全般に対する貴族層の忌避観念、ひいては農民層にも共有された差別観念と絡めて論ずべき課題である。ただしこれらの問題も、本論文の視野がきわめて広いことを示すものである。本論文の課題としてむしろ指摘しておかねばならないのは、重要な事柄を扱っているだけにやや力みがあり、事実を端的に指摘してゆく学術論文であるというよりも、著者の考えを独特に表現してゆく読み物であるかのような文章表現が目立つ点である。そのため、さまざまな誤解を招きかねない恐れがあることにつき、複数の審査委員からとくに指摘があった。

とはいえ、こうした課題は、著者の今後の研鑽により、着実に克服されてゆくものと考えられる。何よりも、史料の博搜、検討により、課程博士論文としての評価に十分に値する重要な視角や史料の提示が随所にみられることは疑いない。したがって審査員一同、本論文は博士（歴史学）の学位付与にふさわしいと認め、合格と判定した。